

## 昭和二十五年文部省令第十二号

## 私立学校法施行規則

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の規定に基き、及びこれを実施するため私立学校法施行規則を次のように定める。

**第一条** 私立学校法（以下「法」という。）第二十六条第二項の事業の種類は、文部科学大臣の所轄に属する学校法人については文部科学省告示で定める。

**第一条の二** 私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号。以下「令」という。）第一条第五号の法人が事業活動を支配する法人として文部科学省令で定めるものは、学校法人の設立者である法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（第三項第一号において「子法人」という。）とする。

**第二条** 令第一条第五号の法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるものは、一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とする。

**第三条** 前二項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいう。

一 学校法人の設立者である法人（第一項に規定する場合に限る。）又は前項に規定する当該一の者（その者が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する一又は二以上の法人を含む。次号において「被支配法人等」という。）の意思決定機関（社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関をいう。次号において同じ。）における議決権の過半数を有する場合

二 被支配法人の意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合

イ 支配法人等の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらは職員）

ロ 支配法人等によつて当該構成員に選任された者

ハ 当該構成員に就任した目前五年以内にイ又はロに掲げる者であつた者

## (寄附行為認可申請手続)

法第三十条の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

**第二条の二** 専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

**第二条の三** 第二項の規定は、前項の申請をした者について準用する。

法第三十条の規定により都道府県知事の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、所轄が定める日までに所轄庁に申請するものとする。

**第三条の二** 法第四十四条の五（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財团法人に関する法律（平成十八年法律第四十八条以下「準用一般社団・財団法人法」という。）第一百三十三条第一項第二号に規定する文部科学省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

**第三条の三** 一 役員がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員のうち理事が当該学校法人（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）のうち第四項の法人（以下「準学校法人」という。）以下この条及び次条において同じ。）の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として学校法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定められた額）のうち最も高い額

二 第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる書類

二 第二項各号（第七号を除く。）に掲げる書類（この場合において、同項第六号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「二年間」とする。）

**第三条の四** 一 第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に該当しない者であることを証する書類

二 第二項各号（第七号を除く。）に掲げる書類（この場合において、同項第六号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「二年間」とする。）

**第三条の五** 一 第一項第一号の財産目録は、基本財産（学校書類六 経費の見積り及び資金計画を記載した書類七 当該学校法人の事務組織の概要を記載した書類八 その他の文部科学大臣が定める書類

二 前項の申請をした者は、次に掲げる書類を当該私立大学等の開設年度の前年度の六月三十日までに文部科学大臣に提出するものとする。

三 その他所轄が定める書類

二号に該当しない者であることを証する書類

3 第一項の寄附行為が、他の学校法人が設置している私立大学等の目的、位置、職員組織並びに施設及び設備の現状を変更することなく、当該私立大学等の設置を目的とする新たな学校法人を設立する場合に係るものであるときは、同項中「前々年度の十月一日から」とあるのは、「前々年度の三月一日から」とする。

4 第二項の規定は、前項の申請をした者について準用する。

法第三十条の規定により都道府県知事の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

**第三条の二** 第二項の規定は、前項の申請をした者について準用する。

法第三十条の規定により都道府県知事の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

**第三条の三** 第二項の規定は、前項の申請をした者について準用する。

法第三十条の規定により都道府県知事の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

**第三条の四** 第二項の規定は、前項の申請をした者について準用する。

法第三十条の規定により都道府県知事の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

**第三条の五** 第二項の規定は、前項の申請をした者について準用する。

法第三十条の規定により都道府県知事の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

**第三条の六** 第二項の規定は、前項の申請をした者について準用する。

法第三十条の規定により都道府県知事の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

**第三条の七** 第二項の規定は、前項の申請をした者について準用する。

法第三十条の規定により都道府県知事の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

**第三条の八** 第二項の規定は、前項の申請をした者について準用する。

法第三十条の規定により都道府県知事の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

**第三条の九** 第二項の規定は、前項の申請をした者について準用する。

法第三十条の規定により都道府県知事の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

**第三条の十** 第二項の規定は、前項の申請をした者について準用する。

法第三十条の規定により都道府県知事の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

**第三条の十一** 第二項の規定は、前項の申請をした者について準用する。

法第三十条の規定により都道府県知事の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

つて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（責任の一一部免除に係る報酬等の額の算定方法）

該私立大学等の設置を目的とする新たな学校法人を設立する場合に係るものであるときは、同項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八条以下「準用一般社団・財団法人法」といいう。）第一百三十三条第一項第二号に規定する文部科学省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 役員がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員のうち理事が当該学校法人（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）のうち第四項の法人（以下「準学校法人」という。）以下この条及び次条において同じ。）の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として学校法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定められた額）のうち最も高い額

二 第二項各号（第七号を除く。）に掲げる書類（この場合において、同項第六号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「二年間」とする。）

**第三条の二** 第二項の規定は、前項の申請をした者について準用する。

法第三十条の規定により都道府県知事の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

**第三条の三** 第二項の規定は、前項の申請をした者について準用する。

法第三十条の規定により都道府県知事の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

**第三条の四** 第二項の規定は、前項の申請をした者について準用する。

法第三十条の規定により都道府県知事の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

**第三条の五** 第二項の規定は、前項の申請をした者について準用する。

法第三十条の規定により都道府県知事の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

**第三条の六** 第二項の規定は、前項の申請をした者について準用する。

法第三十条の規定により都道府県知事の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

**第三条の七** 第二項の規定は、前項の申請をした者について準用する。

法第三十条の規定により都道府県知事の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

**第三条の八** 第二項の規定は、前項の申請をした者について準用する。

法第三十条の規定により都道府県知事の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

**第三条の九** 第二項の規定は、前項の申請をした者について準用する。

法第三十条の規定により都道府県知事の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

**第三条の十** 第二項の規定は、前項の申請をした者について準用する。

法第三十条の規定により都道府県知事の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

(3) 理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額
(1) 又は(2)に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額
当該役員がその職に就いていた年数(当該役員が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超える場合にあつては、当該数)
理事長 六
(1) 理事長以外の理事であつて、次に掲げる者四
(i) 寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事として選定されたもの
(ii) 当該学校法人の業務を執行した理事((i)に掲げる理事を除く。)
(iii) 当該学校法人の職員
(3) 理事((1)及び(2)に掲げるものを除く。)又は監事二
(責任の免除の決議後に受けたる退職慰労金等)
第三条の四 準用 般社団・財團法人法第一百十三条第四項(準用一般社団・財團法人法第一百四十五条第五項及び第一百五十五条第五項において準用する場合を含む。)に規定する文部科学省令で定める財産上の利益は、次に掲げるものとする。
一 退職慰労金
二 当該役員のうち理事が当該学校法人の職員を兼ねていたときは、当該職員としての退職手当のうち当該役員のうち理事を兼ねていた
期間の職務執行の対価である部分
三 前二号に掲げるものの性質を有する財産上の利益
(役員賠償責任保険契約から除外する保険契約)
第三条の五 準用 一般社団・財團法人法第一百八十八条の三第一項に規定する文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する学校法人を含む保険契約であつて、当該学校法人がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該学校法人に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの

(寄附行為変更認可申請手続等)	
第四条 法第四十五条第一項の規定により寄附行為の変更の認可を受けようとするときは、認可申請書並びに寄附行為変更の条項(当該条項に係る新旧の比較対照表を含む。以下同じ。)及び事由を記載した書類に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。	
一 寄附行為所定の手続(法第四十二条に規定する手続を含む。以下同じ。)を経たことを証する書類	
二 文部科学大臣の所轄に属する学校法人については、次に掲げる書類	
イ 当該学校法人の概要を記載した書類	
ロ 第二条第一項第七号に掲げる書類	
三 その他所轄庁が定める書類	
二 前項の寄附行為の変更が、学校法人が私立大学等を設置する場合に係るものであるときは、同項の規定にかかるわらず、次に掲げる書類を添付して、当該私立大学等の開設年度の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。	
一 前項第一号に掲げる書類	
二 第二条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる書類	
三 その他文部科学大臣が定める書類	

第一欄	第二欄	第三欄
前項	第二項の開設年度の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間	第三欄
当該私立大学等	当該私立大学の学部等の開設年度の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間	
当該私立大学の学部等	日までの間	
昭和三十一年文部省令第二十八号)第五十条第一項の寄附行為の変更が、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第五十条第一項、短期大学設置基準(昭和五十一年文部省令第二十一号)第四十三条第一項、専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三号)第六十二条第一項又は専門職短期大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十四号)第五十九条第一項に規定する国際連携学科の設置に係る場合における前項の規定の適用については、同項の表中「当該私立大学の学部等の開設年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで」とあるのは、「当該学科の開設年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は当該学科の開設年度の前年度の八月一日から同月三十一日まで若しくは三月一日から同月三十一日まで又は当該学科の開設年度の八月一日から同月三十一日まで」とあるのは、「当該学科の開設年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は当該学科の開設年度の前年度の八月一日から同月三十一日まで」とある。この場合に於いて、同項の申請に係るものは、「私立大学の学部等」と読み替えるものとする。	第一項の寄附行為の変更が、文部科学大臣の所轄に属する学校法人が都道府県知事の所轄に属する私立学校を設置し、又は都道府県知事の所轄に属する私立学校に課程等を設置する場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、文部科学大臣に申請するものとする。	
六 第二条第二項各号(第二号及び第七号を除く。)に掲げる書類(この場合において、同項第六号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「二年間」とする。)	二 第三項第一号及び第二号に掲げる書類	三 その他所轄庁が定める書類
五 第一項の寄附行為の変更が、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第五十条第一項、短期大学設置基準(昭和五十一年文部省令第二十一号)第四十三条第一項、専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三号)第六十二条第一項又は専門職短期大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十四号)第五十九条第一項に規定する国際連携学科の設置に係る場合における前項の規定の適用については、同項の表中「当該私立大学の学部等の開設年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで」とあるのは、「当該学科の開設年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は当該学科の開設年度の前年度の八月一日から同月三十一日まで若しくは三月一日から同月三十一日まで又は当該学科の開設年度の八月一日から同月三十一日まで」とあるのは、「当該学科の開設年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は当該学科の開設年度の前年度の八月一日から同月三十一日まで」とある。この場合に於いて、同項の申請に係るものは、「私立大学の学部等」と読み替えるものとする。	一 第二条第二項第一号及び第四号から第六号までに掲げる書類	二 第二条第二項第一号及び第六号に掲げる書類
六 第二条第二項各号(第二号及び第七号を除く。)に掲げる書類(この場合において、同項第六号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「二年間」とする。)	三 第三項第一号及び第二号に掲げる書類	四 その他文部科学大臣が定める書類
七 第一項の寄附行為の変更が、文部科学大臣の所轄に属する学校法人が都道府県知事の所轄に属する私立学校を設置し、又は都道府県知事の所轄に属する私立学校に課程等を設置する場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。	一 第二条第二項第一号及び第六号に掲げる書類	二 第二条第二項第一号及び第四号から第六号までに掲げる書類

四 第二条第二項各号(第二号及び第七号を除く。)に掲げる書類(この場合において、同項第六号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「二年間」とする。)	一 第二条第二項第一号及び第二号に掲げる書類	二 第二条第二項第一号及び第六号に掲げる書類
五 第一項の寄附行為の変更が、私立大学等の開設年度の前年度の六月三十日までに」と、「当該私立大学等」とあるのは、「当該私立大学等の開設年度の前年度の六月三十日まで」とある。この場合に於いて、第二条第二項第六号中「開設年度の前年度」とあるのは、「開設年度の前年度(開設年度に申請する場合にあつては開設年度)」とある。第一項第一号中「開設年度の前々年度」とあるのは、「申請年度の前年度」と、「開設年度の前年度」とあるのは、「申請年度」とする。	一 第二条第二項第一号及び第六号に掲げる書類	二 第二条第二項第一号及び第六号に掲げる書類
六 第二条第二項各号(第二号及び第七号を除く。)に掲げる書類(この場合において、同項第六号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「二年間」とする。)	一 第二条第二項第一号及び第二号に掲げる書類	二 第二条第二項第一号及び第六号に掲げる書類
七 第一項の寄附行為の変更が、都道府県知事の所轄に属する学校法人が都道府県知事の所轄に属する学校法人に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの	一 第二条第二項第一号及び第六号に掲げる書類	二 第二条第二項第一号及び第六号に掲げる書類

10

経過する年度まで」とあるのは「二年間」とする。)

第一項の寄附行為の変更が、都道府県知事の所轄に属する私立学校又は他の課程等を廃止し、その職員組織等を基に、他の都道府県知事の所轄に属する私立学校又は他の課程等を設置しようとする場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、第六項又は第七項の規定にかかるわらず、第二条第二項第一号及び第五号に掲げる書類を添付して、所轄庁が定める日までに所轄庁に申請するものとする。

第十一項の寄附行為の変更が、当該学校法人が新たに収益事業を行う場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。

第一条第二項第四号から第六号までに掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「二年間」と間）とする。

第二条第二項第一号及び第二号に掲げる書類

第一条の寄附行為の変更が、登記事項の変更に係る場合には、同項の認可申請書並びに寄附行為の変更の条項及び事由を記載した書類には、副本を添付することとする。

第三条第一号及び第二号に掲げる書類

第一条の寄附行為の変更が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項に基づく私立大学等又は私立大学の学部等の設置者の変更により当該私立大学等又は私立大学の学部等の設置者となる場合に係るものであるときは、前条第一項の規定にかかるわらず、次に掲げる書類を添付して、文部科学大臣に申請するものとする。

第四条の二 前条第一項の寄附行為の変更が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項に基づく私立大学等又は私立大学の学部等の設置者の変更により当該私立大学等又は私立大学の学部等の設置者となる場合に係るものであるときは、前条第一項の規定にかかるわらず、次に掲げる書類

第二条第二項第一号及び第二号に掲げる書類

第一条第三項第一号及び第二号に掲げる書類

第二条第一項第三号に掲げる書類

第二条第二項第四号から第六号までに掲げる書類

五 その他文部科学大臣が定める書類

（当該変更後も文部科学大臣の所轄に属する学校法人である場合に限る。）に係るものであるときは、前条第一項の規定にかかるわらず、次に

は私立大学の学部等の設置者でなくなる場合

（当該変更後も文部科学大臣の所轄に属する学校法人である場合に限る。）に係るものであるときは、前条第一項の規定にかかるわらず、次に

掲げる書類を添付して、文部科学大臣に申請するものとする。

一 当該設置者の変更による財産の処分に関する事項を記載した書類

二 第一条第二項第一号及び第六号に掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「二年間」とする。）

（寄附行為変更の届出手続等）

第四条の三 法第四十五条第一項（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第三十条第一項第三号（法第六十四条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する書類のうち、学校教育法第四条第二項の規定に基づき、認可を受けることを要しないこととされた事項、同条第一項

（同法第百三十四条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第一百三十条第一項の設置廃止を伴わない名称の変更に係る事項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。附則第十二条において「認定こども園法」という。）第十七条第一項の設置廃止を伴わない名称の変更に係る事項並びに大学の学部の学科、高等専門学校の学科及び大学における通信教育の廃止に係る事項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。附則第十二条において「認定こども園法」という。）第十七条第一項の設置廃止を伴わない名称の変更に係る事項並びに大学の学部の学科、高等専門学校の学科及び大学における通信教育の廃止に係る事項

二 法第三十条第一項第四号（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）に掲げる事項（ただし、所轄庁の変更を伴わない場合に限る。）に掲げる事項

三 法第三十三条第一項第十二号（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する事項（ただし、所轄庁の変更を伴わない場合に限る。）に掲げる事項

四 法第三十三条第一項第十二号（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する事項（ただし、所轄庁の変更を伴わない場合に限る。）に掲げる事項

五 法第三十三条第一項第十二号（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する事項（ただし、所轄庁の変更を伴わない場合に限る。）に掲げる事項

六 法第五十二条第一項に規定する手続（法第六十四条第二項に規定する手続を含む。）を経たことを証する書類

七 法第五十二条第一項に規定する手続（法第六十四条第二項に規定する手続を含む。）を経たことを証する書類

八 法第五十二条第一項に規定する手続（法第六十四条第二項に規定する手続を含む。）を経たことを証する書類

九 法第五十二条第一項に規定する手続（法第六十四条第二項に規定する手続を含む。）を経たことを証する書類

十 法第五十二条第一項に規定する手続（法第六十四条第二項に規定する手続を含む。）を経たことを証する書類

十一 法第五十二条第一項に規定する手続（法第六十四条第二項に規定する手続を含む。）を経たことを証する書類

十二 法第五十二条第一項に規定する手続（法第六十四条第二項に規定する手続を含む。）を経たことを証する書類

十三 法第五十二条第一項に規定する手続（法第六十四条第二項に規定する手続を含む。）を経たことを証する書類

十四 法第五十二条第一項に規定する手続（法第六十四条第二項に規定する手続を含む。）を経たことを証する書類

十五 法第五十二条第一項に規定する手続（法第六十四条第二項に規定する手続を含む。）を経たことを証する書類

（財産目録等の作成）

第四条の四 法第四十七条第一項（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。以下この第五項において準用する場合を含む。）に規定する手続（法第四十二条において準用する場合に限る。）に規定する手続

（当該変更後も文部科学大臣の所轄に属する学校法人である場合に限る。）に係るものであるときは、前条第一項の規定にかかるわらず、次に

書にあつては財務の状況に関する部分に限り、役員等名簿を除く。）の作成は、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準その他の学校法人会計の慣行に従つて行わなければならぬ。

二 第二条第二項第一号に掲げる書類

三 第二条第二項第七号及び第四条第一項第二号イに掲げる書類

四 第二条第二項第一号に掲げる書類

五 文部科学大臣の所轄に属する学校法人について、第二条第一項第七号及び第四条第一項第二号イに掲げる書類

六 その他所轄庁が定める書類

（合併認可申請手続）

第六条 法第五十二条第二項の規定により合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請することを要する。

一 理由書

二 法第五十二条第一項に規定する手続（法第六十四条第二項に規定する手続を含む。）を経たことを証する書類

三 法第五十五条の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書類

四 合併契約書

五 合併後存続する学校法人（以下この項において「存続学校法人」という。）又は合併に要する書類

六 学校法人については、同号イの書類のうち、設立する学校法人（以下この項において「設立学校法人」という。）について、次に掲げる書類

七 第二条第一項第五号に掲げる書類（存続学校法人については、同号イの書類のうち、設立する学校法人（以下この項において「設立学校法人」という。）について、次に掲げる書類を除く。）

八 第二条第一項第六号に掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「二年間」とする。）

九 第二条第一項第六号に掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「二年間」とする。）

十 第二条第一項第六号に掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「二年間」とする。）

十一 第二条第一項第六号に掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「二年間」とする。）

十二 第二条第一項第六号に掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「二年間」とする。）

十三 第二条第一項第六号に掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「二年間」とする。）

十四 第二条第一項第六号に掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「二年間」とする。）

十五 第二条第一項第六号に掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「二年間」とする。）

に規定する手続を含む。）、法第五十条第一項第三号に該当する場合にあつては法第四十二条に規定する手続を経たことを証する書類

三 残余財産の処分に関する事項を記載した書類

四 第二条第二項第一号に掲げる書類

五 文部科学大臣の所轄に属する学校法人について、第二条第一項第七号及び第四条第一項第二号イに掲げる書類

六 その他所轄庁が定める書類

（合併認可申請手続）

第六条 法第五十二条第二項の規定により合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請することを要する。

一 理由書

二 法第五十二条第一項に規定する手続（法第六十四条第二項に規定する手続を含む。）を経たことを証する書類

三 法第五十五条の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書類

四 合併契約書

五 合併後存続する学校法人（以下この項において「存続学校法人」という。）又は合併に要する書類

六 学校法人については、同号イの書類のうち、設立する学校法人（以下この項において「設立学校法人」という。）について、次に掲げる書類

七 第二条第一項第五号に掲げる書類（存続学校法人については、同号イの書類のうち、設立する学校法人（以下この項において「設立学校法人」という。）について、次に掲げる書類を除く。）

八 第二条第一項第六号に掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「二年間」とする。）

九 第二条第一項第六号に掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「二年間」とする。）

十 第二条第一項第六号に掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「二年間」とする。）

十一 第二条第一項第六号に掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「二年間」とする。）

十二 第二条第一項第六号に掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「二年間」とする。）

十三 第二条第一項第六号に掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「二年間」とする。）

十四 第二条第一項第六号に掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「二年間」とする。）

十五 第二条第一項第六号に掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「二年間」とする。）

七 合併前の学校法人又は準学校法人について、存続学校法人又は設立学校法人が文部科学大臣の所轄に属する学校法人である場合にあつては、当該学校法人の概要を記載した書類及び第二条第一項第七号に掲げる書類	八 存続学校法人又は設立学校法人の設置する私立学校の学則
九 その他所轄庁が定める書類	2 前項の規定による申請は、合併後当事者の一方である学校法人が存続する場合には、合併の当事者である学校法人又は準学校法人の双方が共同して行なうものとする。
3 第一項の認可申請書、同項第一号及び第五号に掲げる書類並びに同項第六号ハに掲げる書類のうち財産目録には、副本を添付することを要する。(公表)	2 前項の規定による申請は、合併後当事者の一方である学校法人又は設立学校法人の設置する私立学校の学則
六 項	第一 欄
第四 横	第一 横
都道府県知事の所轄に属する私立学校	都道府県知事の所轄に属する私立学校
設置している私立学校に課程、学科若しくは部(以下「課程等」という。)を設置する場合(広域の通信制の課程以外の通信制の課程を広域の通信制の課程とする場合を含む。以下同じ。)	設置している私立学校に課程、学科若しくは部(以下「課程等」という。)を設置する場合(広域の通信制の課程以外の通信制の課程を広域の通信制の課程とする場合を含む。以下同じ。)

第七条 法第六十三条の二の公表は、インターネットの利用により行うものとする。	2 法第六十三条の二第三号に規定する文部科学省令で定める書類は、法第四十七條第一項に規定する財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)とする。(準学校法人への準用)
第八条 第二条第五項から第七項まで、第四条第一項、第六項、第九項、第十一項及び第十二項、第四条の三第二項、第五条並びに第六条の規定は、準学校法人について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	2 法第六十三条の二第三号に規定する文部科学省令で定める書類は、法第四十七條第一項に規定する財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)とする。(準学校法人への準用)
六 項	第一 横
第四 横	第一 横
都道府県知事の所轄に属する私立学校	都道府県知事の所轄に属する私立学校
設置している私立学校に課程、学科若しくは部(以下「課程等」という。)を設置する場合(広域の通信制の課程以外の通信制の課程を広域の通信制の課程とする場合を含む。以下同じ。)	設置している私立学校に課程、学科若しくは部(以下「課程等」という。)を設置する場合(広域の通信制の課程以外の通信制の課程を広域の通信制の課程とする場合を含む。以下同じ。)

第九条 法第六十四条第六項の規定により学校法人及び準学校法人が、それぞれ準学校法人及び学校法人となること(以下この条において「組織の変更」という。)の認可を受けようとするときは、認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に認可を申請するものとする。	2 法第六十四条第六項の規定により学校法人及び準学校法人が、それぞれ準学校法人及び学校法人となること(以下この条において「組織の変更」という。)の認可を受けようとするときは、認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に認可を申請するものとする。
一 理由書	一 理由書
二 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類	二 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類
三 第二条第一項第三号及び第五号から第七号までに掲げる書類	三 第二条第一項第三号及び第五号から第七号までに掲げる書類
四 その他所轄庁が定める書類	四 その他所轄庁が定める書類

第十一条 第二条、第四条から第六条まで及び前条の認可申請書その他の書類(次項において「認可申請書等」という。)のうち文部科学大臣に提出するものの様式及び提出部数等は、文部科学大臣が別に定める。	2 文部科学大臣は、必要があると認めるときには、認可申請書等の一部の提出を免除することができる。
十二条 第二条第三項第一号及び第二号に掲げる書類	2 文部科学大臣は、必要があると認めるときには、認可申請書等の一部の提出を免除することができる。
十三条 その他文部科学大臣が定める書類	3 前項の申請をした者は、次に掲げる書類を設置する私立大学等の開設年度の前年度の六月三十日までに文部科学大臣に提出するものとする。
一 第二条第一項第二号から第六号までに掲げる書類	一 第二条第一項第三号及び第五号から第七号までに掲げる書類
二 第四条第三項第一号及び第二号に掲げる書類	二 第二条第一項第二号から第六号までに掲げる書類
三 その他文部科学大臣が定める書類	三 その他文部科学大臣が定める書類
四 第二条の規定は、第二項の申請について準用する。	4 第二条の規定は、第二項の申請について準用する。
五 第二条第一項第二号から第六号までに掲げる書類	5 第二条第一項第二号から第六号までに掲げる書類
六 項	第一 横
第七 横	第一 横
都道府県知事の所轄に属する私立学校	都道府県知事の所轄に属する私立学校
設置している私立学校に課程、学科若しくは部(以下「課程等」という。)を設置する場合(広域の通信制の課程以外の通信制の課程を広域の通信制の課程とする場合を含む。以下同じ。)	設置している私立学校に課程、学科若しくは部(以下「課程等」という。)を設置する場合(広域の通信制の課程以外の通信制の課程を広域の通信制の課程とする場合を含む。以下同じ。)

第十二条 第一条第一項第三号、第四条第三項、第六条第一項第九号及び第十条第一項の規定中私立学校及び私立大学のうちには、それぞれ学校教育法第九十八条の規定により存続する私立学校並びに私立の大学(大学予科を含む)高等学校及び専門学校を含むものとする。	1 この省令は、法施行の日(昭和二十五年三月十五日)から施行する。
十三条 第一条第一項第三号、第四条第三項、第六条第一項第九号及び第十条第一項の規定中私立学校及び私立大学のうちには、それぞれ学校教育法第九十八条の規定により存続する私立学校並びに私立の大学(大学予科を含む)高等学校及び専門学校を含むものとする。	2 第一条第一項第三号、第四条第三項、第六条第一項第九号及び第十条第一項の規定中私立学校及び私立大学のうちには、それぞれ学校教育法第九十八条の規定により存続する私立学校並びに私立の大学(大学予科を含む)高等学校及び専門学校を含むものとする。
十四条 第一条第一項第一項に規定する台帳の様式は、別表のとおりとする。	3 この省令は、法施行の日(昭和二十五年三月十五日)から施行する。
十五条 第一条第一項第三号、第四条第三項、第六条第一項第九号及び第十条第一項の規定中私立学校及び私立大学のうちには、それぞれ学校教育法第九十八条の規定により存続する私立学校並びに私立の大学(大学予科を含む)高等学校及び専門学校を含むものとする。	4 第一条第一項第三号、第四条第三項、第六条第一項第九号及び第十条第一項の規定中私立学校及び私立大学のうちには、それぞれ学校教育法第九十八条の規定により存続する私立学校並びに私立の大学(大学予科を含む)高等学校及び専門学校を含むものとする。
十六条 第一条第一項第三号、第四条第三項、第六条第一項第九号及び第十条第一項の規定中私立学校及び私立大学のうちには、それぞれ学校教育法第九十八条の規定により存続する私立学校並びに私立の大学(大学予科を含む)高等学校及び専門学校を含むものとする。	5 第一条第一項第三号、第四条第三項、第六条第一項第九号及び第十条第一項の規定中私立学校及び私立大学のうちには、それぞれ学校教育法第九十八条の規定により存続する私立学校並びに私立の大学(大学予科を含む)高等学校及び専門学校を含むものとする。

十七条 第一条第一項第三号、第四条第三項、第六条第一項第九号及び第十条第一項の規定中私立学校及び私立大学のうちには、それぞれ学校教育法第九十八条の規定により存続する私立学校並びに私立の大学(大学予科を含む)高等学校及び専門学校を含むものとする。	6 第一条の組織の変更が、当該学校法人が準学校法人にならうとする場合(新たに私立専修学校又は私立各種学校を設置する場合に限る。)からとする。
十八条 第一条第一項第三号、第四条第三項、第六条第一項第九号及び第十条第一項の規定中私立学校及び私立大学のうちには、それぞれ学校教育法第九十八条の規定により存続する私立学校並びに私立の大学(大学予科を含む)高等学校及び専門学校を含むものとする。	7 第一条の組織の変更が、当該学校法人が準学校法人にならうとする場合(新たに私立専修学校又は私立各種学校を設置する場合に限る。)からとする。
十九条 第一条第一項第三号、第四条第三項、第六条第一項第九号及び第十条第一項の規定中私立学校及び私立大学のうちには、それぞれ学校教育法第九十八条の規定により存続する私立学校並びに私立の大学(大学予科を含む)高等学校及び専門学校を含むものとする。	8 第一条の組織の変更が、当該学校法人が準学校法人にならうとする場合(新たに私立専修学校又は私立各種学校を設置する場合に限る。)からとする。
二十条 第一条第一項第三号、第四条第三項、第六条第一項第九号及び第十条第一項の規定中私立学校及び私立大学のうちには、それぞれ学校教育法第九十八条の規定により存続する私立学校並びに私立の大学(大学予科を含む)高等学校及び専門学校を含むものとする。	9 第一条の組織の変更が、当該学校法人が準学校法人にならうとする場合(新たに私立専修学校又は私立各種学校を設置する場合に限る。)からとする。



